

第43回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 令和5年11月28日(火)
午後2時00分～4時00分
場 所 WEB会議
THE MARK GRAND HOTEL

1 開 会

2 あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業
環境影響評価事後調査書(工事中その1)について

(1) 環境影響評価手続状況、事業概要及び事後調査書説明

(2) 審議

5 閉 会

《会議資料一覧》

〈配付資料〉

- **資料1** 第43回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿
- **資料2** さいたま市環境影響評価技術審議会 委員名簿（第11期）
- **資料3** さいたま市環境影響評価条例（抜粋）・同技術審議会規則
- **資料4** 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況
- さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業
環境影響評価事後調査書（工事中その1）、同 要約書
- さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業
環境影響評価事後調査書（工事中その1）に対する質問回答票
- さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業パンフレット
（事業者説明資料）

《参考資料》

- さいたま市環境影響評価条例集
- さいたま市環境影響評価技術指針手引

第 4 3 回さいたま市環境影響評価技術審議会 出席者名簿

1 委員会委員

〔さいたま市環境影響評価技術審議会〕

伊藤 元裕	委 員	大原 利眞	委 員
行田 弘一	委 員	作山 康	委 員
鈴木 美穂	委 員	津田 佐知子	委 員
松川 岳久	委 員	松本 泰尚	委 員
茂木 守	委 員	山口 雅利	委 員
渡邊 祐子	委 員		

2 事業者

〔さいたま市環境局施設部環境施設整備課〕

参事兼課長	河本 健	課長補佐	木下 晴光
主査	今野 里詩	主任	古里 望
主任	塚田 智之		

〔さいたま市環境局施設部環境施設管理課〕

参与 堀内 二郎

3 コンサルタント

〔国際航業株式会社〕

環境担当部長	中前 忠之	技師	原 綾音
--------	-------	----	------

4 事務局

〔さいたま市環境局環境共生部環境対策課〕

参事兼課長	市川 浩之	課長補佐兼環境審査係長	和田 淳
主査	尾崎 雅之	主任	加藤 裕孝
主任	中島 涼介	技師	桑名 竜之介
技師	鈴木 健太		

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿(第11期)

任期 令和5年8月1日～令和7年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目
1	あらき ゆうじ 荒木 祐二	埼玉大学 教育学部 准教授	植物生態学、環境マネジメント	植物、生態系
2	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学部 准教授	海洋生物学、動物生態学	動物、生態系
3	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学 理工学部 教授	都市計画、都市交通計画、土木史	コミュニティ、地域交通
4	おおはら としまさ 大原 利眞	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	大気環境科学・工学	大気質
5	かわもと けん 川本 健	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	土壌、地盤、地表、廃棄物等	土壌、地盤、地象、廃棄物等
6	ぎょうだ こういち 行田 弘一	芝浦工業大学 工学部 教授	情報通信工学	電波障害
7	さくやま やすし 作山 康	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市計画	景観、日照障害
8	すずき みほ 鈴木 美穂	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	分子生物学	大気質、有害物質等、動物
9	つだ さちこ 津田 佐知子	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	神経科学、発生生物学	動物
10	まつかわ たけひさ 松川 岳久	順天堂大学 医学部 准教授	環境衛生学	大気質、水質
11	まつもと やすなお 松本 泰尚	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	環境振動・騒音	騒音、振動
12	もてぎ まもる 茂木 守	埼玉県環境科学国際センター 研究推進室長	環境化学	有機化学物質、土壌
13	やまぎし ともひこ 山岸 知彦	埼玉県環境検査研究協会 技術本部長	環境測定、水質	水質
14	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生理学	植物、生態系
15	わたなべ ゆうこ 渡邊 祐子	東京電機大学 システム デザイン工学部 講師	音響工学	騒音、振動

さいたま市環境影響評価条例（抜粋）

（平成 15 年条例第 32 号）

（設置）

第 4 9 条 市長の諮問に応じ、環境影響評価及び事後調査に関し技術上必要な事項を調査審議するため、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第 5 0 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）

第 5 1 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、職を離れるものとする。

（委任）

第 5 2 条 前 2 条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

さいたま市環境影響評価技術審議会規則

（平成 15 年規則第 26 号）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、さいたま市環境影響評価条例（平成 15 年さいたま市条例第 32 号）第 5 2 条の規定に基づき、さいたま市環境影響評価技術審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第 4 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第 5 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

（その他）

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

令和5年11月28日

対象事業の名称		さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業	
根拠法令		さいたま市環境影響評価条例（平成15年条例第32号）	
都市計画特例の適用		あり	
事業者の名称 及び所在地		さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市（さいたま市長 清水 勇人）	
対象事業の種類		廃棄物処理施設の建設	
対象事業実施区域		さいたま市見沼区膝子626-1他（B地域） （現：東部環境センター敷地内及び一部隣接地）	
対象事業規模		敷地面積 約46,000㎡ 処理能力 420トン/日	
関係地域		事業実施区域から3kmの範囲 （見沼区、岩槻区、緑区の一部）	
手 続 状 況	調査 計画 書	図書の受理	平成25年11月15日
		技術審議会	平成26年 2月 5日
		市長意見	平成26年 3月10日
	準備 書	図書の受理	令和元年11月22日
		縦覧	令和元年12月 9日～令和2年 1月 9日
		意見書提出期間	〃 12月 9日～ 〃 1月23日
		見解書の受理	（意見書の提出がなかったため省略）
		技術審議会	令和2年 3月 （書面開催）
		市長意見	令和2年 5月22日
	評価 書	図書の受理	令和2年 8月18日
		縦覧	令和2年 9月 1日～令和2年 9月15日

事後調査書 (工事中その1)	図書の受理	令和5年 9月11日
	縦覧	令和5年10月 2日～令和5年11月 2日
	意見書提出期間	令和5年10月 2日～令和5年11月16日
	見解書の受理	(意見書の提出がなかったため省略)
	技術審議会	令和5年11月28日
	市長意見	令和6年1月中旬(予定)
備考		